

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

公 告

- 消防法（昭和23年法律第186号）第5条の3第1項の規定に基づく命令・・・1
- 消防法（昭和23年法律第186号）第5条の3第1項の規定に基づく命令・・・2
- 消防法（昭和23年法律第186号）第5条の3第1項の規定に基づく命令・・・4

公 告

公 告

下記防火対象物は、火災の予防に危険であること及び消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めため、令和4年9月14日、消防法（昭和23年法律第186号）第5条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり履行するよう命令したものである。

令和4年9月22日

静岡市葵消防署長 村 越 重 則

記

1 防火対象物

住所 静岡市葵区七間町8番地の10

名称 天龍ビル

2 命令を受けた者

住所 静岡市葵区末広町21番地の9

氏名 ファミリーマート静岡青葉通り店

店長 大石 晃子

3 命令事項

南側の2階から1階までに通ずる階段部分に存置されている物品（コーンバー3個、傘137本、脚立1脚、のぼり旗4本、食用油20リットル缶4個、ペットボトル4本、ダンボール（2リットルペットボトル6本入り）1箱、台車1台、鏡1台、立て看板1個、ガムテープ1個、スプレー缶3個、のぼり旗土台3個）を令和4年9月15日17時00分までに除去すること。

4 命令の理由

立入検査を実施したところ、令和4年9月14日15時00分に、南側の2階から1階までに通ずる階段部分に存置されている物品（コーンバー3個、傘137本、脚立1脚、のぼり旗4本、食用油20リットル缶4個、ペットボトル4本、ダンボール（2リットルペットボトル6本入り）1箱、台車1台、鏡1台、立て看板1個、ガムテープ1個、スプレー缶3個、のぼり旗土台3個）を確認した。

この存置している物品は、消防法第5条の3第1項に規定する、放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件及び放置され、若しくはみだりに存置された物件にあたり、火災の予防に危険であること及び消火、避難その他の消防の活動に支障となると認められること。

公 告

下記防火対象物は、火災の予防に危険であること及び消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めため、令和4年9月14日、消防法（昭和23年法律第186号）第5条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり履行するよう命令したものである。

令和4年9月22日

静岡市葵消防署長 村 越 重 則

記

1 防火対象物

住所 静岡市葵区七間町8番地の10

名称 天龍ビル

2 命令を受けた者

住所 東京都世田谷区野毛一丁目13番7号 空音の森205

氏名 株式会社Rai&Co

串笑門 店長 川口 晃平

3 命令事項

北側の3階から2階までに通ずる階段部分に存置されている物品（ちりとり1個、金庫1個、木製ラック1個、コンテナ3個、段ボール6個、固形燃料4箱、金属製2段ラック1個、のぼり旗1本、木製板7枚、タイムカード機1台、水切り棒1本、傘立て1個、アルミ製棒1本、傘9本、金属製板2枚、すのこ1枚、モップ1本、デッキブラシ1本、ほうき1本、木製額縁1枚、金属製4段ラック1個、炭1箱、紙袋1個、廃油缶2個、プラスチック製グラスケース4個、メニュー表14枚、コンロ1個、洗剤1本、刷毛2本、プラスチック製板1枚、カードリーダー1台、布製バッグ1個、消臭スプレー1本、おしぼりウォーマー1台、プラスチック製容器1個、プリンター1台、天蓋2個）及び南側の2階から1階までに通ずる階段部分に存置されている物品（椅子23脚、木製棒1本、木製棚2個、ハンモック1台、紙製箱3箱、グローブ2個、ミット2個、トレーニングマシン2基、アルミ製ハンガーラック1台、ハンガー4本、鉄製ダンベル2個、鉄製看板1個、布1枚、木製仕切り板3枚、木製籠1個、木製構造用合板6枚、木製板3枚、段ボール1個、プラスチック製板1枚、金属製ラック1台）を令和4年9月15日17時00分までに除去すること。

4 命令の理由

立入検査を実施したところ、令和4年9月14日15時00分に、北側の3階から2階までに通ずる階段部分に存置されている物品（ちりとり1個、金庫1個、木製ラック1個、コンテナ3個、段ボール6個、固形燃料4箱、金属製2段ラック1個、のぼり旗1本、木製板7枚、タイムカード機1台、水切り棒1本、傘立て1個、アルミ製棒1本、傘9本、金属製板2枚、すのこ1枚、モップ1本、デッキブラシ1本、ほうき1本、木製額縁1枚、金属製4段ラック1個、炭1箱、紙袋1個、廃油缶2個、プラスチック製グラスケース4個、メニュー表14枚、コンロ1個、洗剤1本、刷毛2本、プラスチック製板1枚、カードリーダー1台、布製

バッグ1個、消臭スプレー1本、おしぼりウォーマー1台、プラスチック製容器1個、プリンター1台、天蓋2個)及び南側の2階から1階までに通ずる階段部分に存置されている物品(椅子23脚、木製棒1本、木製棚2個、ハンモック1台、紙製箱3箱、グローブ2個、ミット2個、トレーニングマシン2基、アルミ製ハンガーラック1台、ハンガー4本、鉄製ダッセル2個、鉄製看板1個、布1枚、木製仕切り板3枚、木製籠1個、木製構造用合板6枚、木製板3枚、段ボール1個、プラスチック製板1枚、金属製ラック1台)を確認した。

この存置している物品は、消防法第5条の3第1項に規定する、放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件及び放置され、若しくはみだりに存置された物件にあたり、火災の予防に危険であること及び消火、避難その他の消防の活動に支障となると認められること。

公 告

下記防火対象物は、火災の予防に危険であること及び消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めため、令和4年9月14日、消防法(昭和23年法律第186号)第5条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり履行するよう命令したものである。

令和4年9月22日

静岡市葵消防署長 村 越 重 則

記

1 防火対象物

住所 静岡市葵区七間町8番地の10

名称 天龍ビル

2 命令を受けた者

住所 静岡市葵区本通六丁目2番地の5 901号室

氏名 フリーズモーション 写真スタジオ

店長 宇佐美 統也

3 命令事項

北側の4階から3階までに通ずる階段部分に存置されている物品（書籍（本）303冊、ザル2個、木製箱5個、置物（招き猫、馬）ライター、割りばし40組、布2枚、新聞紙2枚、ガラス容器1個、書棚（3段式）2個、バランスボール1個、丸太切り株1個、丸太1本、ポリタンク4個、樹脂製コンテナ3個、ラジカセ1個、CD収納用ファイル3個、段ボール箱5箱、木桶1個、竹製振るい1個、薪一束（12本）、木製コンテナ、マネキン人形1体、折り畳みテーブル4脚）並びに3階避難通路に存置している物品及び南側の3階から2階に通ずる階段部分に存置されている物品（プランター24鉢、プラスチック製箱18箱、木製箱2箱、紙袋4枚、新聞紙2枚、木製棚2台、陶器2個、ビニール袋3枚、椅子1脚、金属製網1枚、竹製品1個、プラスチック製受け皿2枚、プラスチック製ジョウロ1個、プラスチック製籠1個、水槽1個、本7冊、鉄製ランタン1個、段ボール8個、木製の仕切り板1枚、椅子3脚、ペットボトル1本、金属製の棚1個）を令和4年9月15日17時00分までに除去すること。

4 命令の理由

立入検査を実施したところ、令和4年9月14日15時00分に、北側の4階から3階までに通ずる階段部分に存置されている物品（書籍（本）303冊、ザル2個、木製箱5個、置物（招き猫、馬）ライター、割りばし40組、布2枚、新聞紙2枚、ガラス容器1個、書棚（3段式）2個、バランスボール1個、丸太切り株1個、丸太1本、ポリタンク4個、樹脂製コンテナ3個、ラジカセ1個、CD収納用ファイル3個、段ボール箱5箱、木桶1個、竹製振るい1個、薪一束（12本）、木製コンテナ、マネキン人形1体、折り畳みテーブル4脚）並びに3階避難通路に存置している物品及び南側の3階から2階に通ずる階段部分に存置されている物品（プランター24鉢、プラスチック製箱18箱、木製箱2箱、紙袋4枚、新聞紙2枚、木製棚2台、陶器2個、ビニール袋3枚、椅子1脚、金属製網1枚、竹製品1個、プラスチック製受け皿2枚、プラスチック製ジョウロ1個、プラスチック製籠1個、水槽1個、本7冊、鉄製ランタン1個、段ボール8個、木製の仕切り板1枚、椅子3脚、ペットボトル1本、金属製の棚1個）を確認した。

この存置している物品は、消防法第5条の3第1項に規定する、放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件及び放置され、若しくはみだりに存置された物件にあたり、火災の予防に危険であること及び消火、避難その他の消防の活動に支障となると認

められること。